

**山梨県都市計画審議会マスタープラン委員会
第5回資料**

II. 目指すべき県土構造の検討

（第4回委員会意見を踏まえた修正）

1. 第4回委員会意見と対応案

第4回委員会意見と対応案

・県土構造に関する第4回委員会意見と対応案

	意見	対応
拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が産業立地を模索したい場合、市町村の支援をする役割もMPにはある。 ・県土構造に影響のある大規模工場など、産業拠点の検討も必要。 	<p>県土構造に産業拠点を新たに位置づけ。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・検討中のリニア駅周辺整備基本計画と整合を図る必要がある。 	<p>中間報告を踏まえて作成。</p>
軸	<ul style="list-style-type: none"> ・地形的制約がネットワークを集約する際のメリットであり県土の特徴である。 ・バス路線の集約も考えていかなければならない。 ・山梨県バス交通ネットワーク再生計画も反映する必要がある。 	<p>持続可能な軸の形成を目指すことを考え方に追記。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点同士がどうつながっているかわかることが大切であり、盆地の中の軸の錯綜もわかりやすく表現すべき。 ・都市構造は道路系の結節点も見えると良い。 	<p>より詳細な軸について広域圏の都市構造で表現。</p>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・農業、森林とも保全機能の高いところは、レクリエーションなどの利用も同時に行って、都市側の関与を高めることで、維持管理などの持続性を確保する必要がある。 	<p>農業共生、森林共生の考え方に追記。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害について、市街地の近いところに浸水想定区域についても明示が必要。 	<p>県土構造の横断図に明記。</p>

2. 目指すべき県土構造の考え方

基本構成

・基本構成

・「都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり」を基本理念に、引き続き集約型の都市構造を目指していくことから、県土構造の基本構成についても現行マスタープランの考え方を踏襲し、「拠点」「軸」「土地利用区分」「広域圏域」により示す。

【県土構造の基本構成】

拠点	都市の活力・魅力・暮らしを支える	都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくりに向けて、県民生活や交流、産業活動などの中心となる地区を位置づけ、山梨県における都市の活力・魅力・暮らしを支える拠点の形成を目指す。
軸	連携や交流を支える	道路・鉄道・バス路線・リニア中央新幹線などの交通体系や情報・通信網及び自然・歴史・文化等の地域資源のネットワーク等に配慮して、地域間や県内外とを効果的に結ぶ軸を位置づけ、連携・交流等の促進を目指す。
土地利用区分	都市地域と農業・森林地域との共生、都市生活を支える	本県特有の美しい自然景観に育まれる豊かな暮らしを守り、地域の持続性や自立性の向上を図るため、都市環境と自然環境が調和し、地域の活力や安全性を高め、維持できる土地利用を目指す。
広域圏域	安全・安心な地域づくりと暮らしを支える	人々の都市活動の範囲が行政区域を越えて広域化している中、拠点間の役割分担や連携を図り、人々が多様な都市的サービスが受けられる安全・安心で暮らしやすい広域圏域を目指す。

拠点

・階層別の各拠点の設定

- ・広域拠点、地域拠点については、徐々にではあるが都市機能等の集約化が図られており、今後も持続可能な拠点としてその育成を進めていく。
- ・リニア山梨県駅周辺は、リニア環境未来都市整備方針に示された機能をもとに、新しい拠点として県土構造に位置付け、開業効果の発現を図る。
- ・地区拠点は、県が広域的観点から市町村と調整を図り、その候補地を新たに示していく。

【階層別の各拠点(都市的拠点)の考え方】

広域拠点	山梨県の自立的発展を図るため、利用圏域が複数の市町村にまたがるような拠点として、国際化、情報化の進展に対応した中枢業務機能、高次の医療、多様なニーズに対応した教育、文化、国際交流、商業等の都市機能の集積を図る	現行MPを踏襲 (2地区)
地域拠点	都市圏域の自立を支え、牽引する拠点として、行政、医療、教育、文化、商業等の多様な都市機能のうち、生活圈や経済活動の広がりに応じ複数の都市機能を有し、不足する機能は地域拠点間同士もしくは広域拠点との連携により互いに補完する。	現行MPを踏襲 (18地区) ※準ずる地区含む
地区拠点	身近な生活に密着した活動を支える拠点として、公共公益施設、日用品を扱う商業施設等の日常サービスを提供する。	市町村調整した59地区

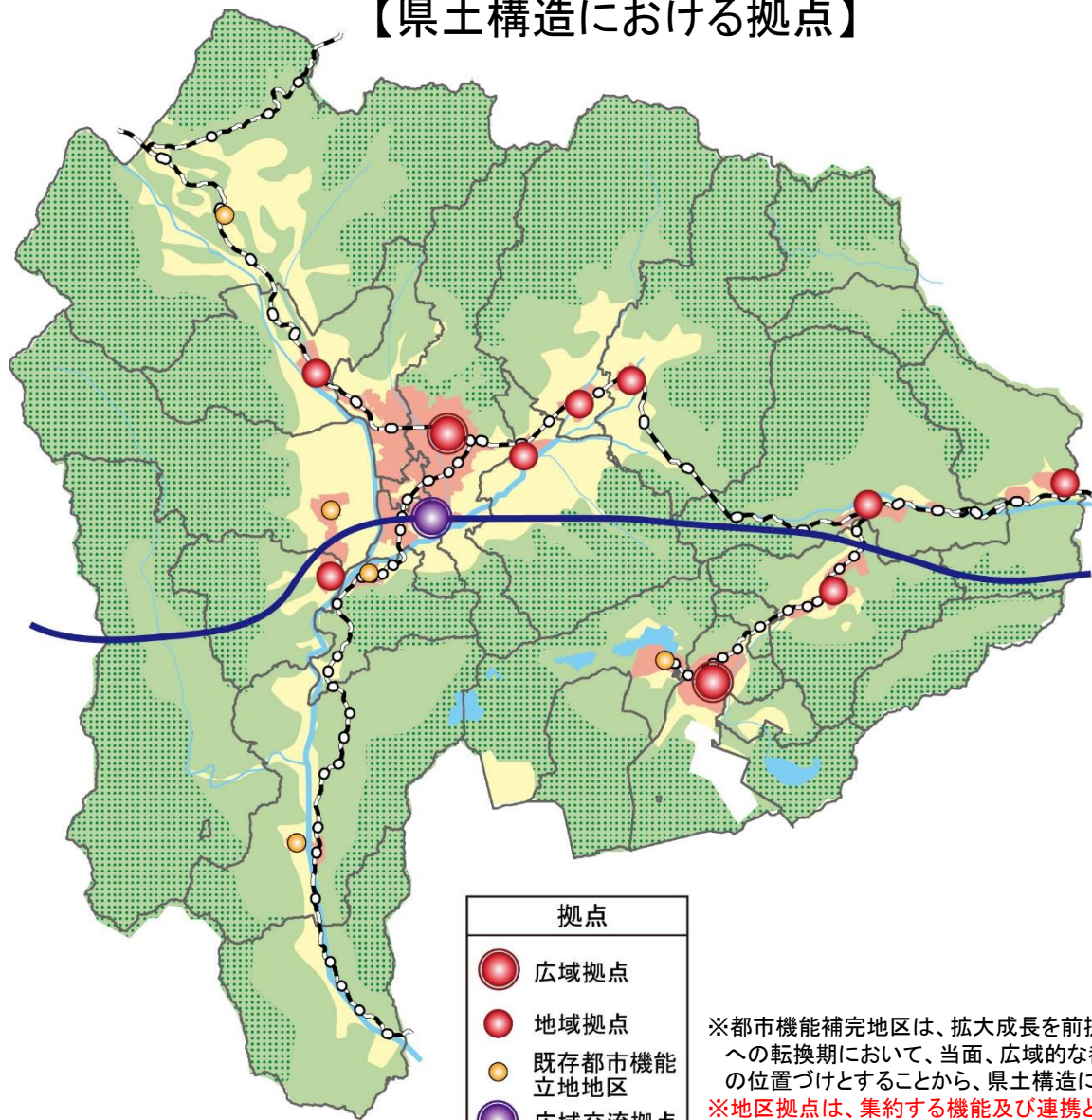
※地区拠点の具体的な場所は広域圏域都市構造で示す

【新しい拠点の考え方】

広域交流拠点	リニア山梨県駅を中心に交通結節機能、観光交流・産業振興機能を担う拠点を創出する。	リニア山梨県駅周辺
--------	--	-----------

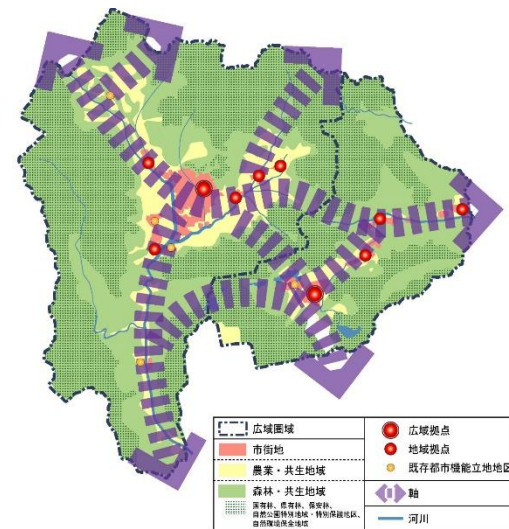
拠点

【県土構造における拠点】



拠点	
	広域拠点
	地域拠点
	既存都市機能立地地区
	広域交流拠点

(現行MPの県土構造)



	広域圏域		広域拠点
	市街地		地域拠点
	農業・共生地域		既存都市機能立地地区
	森林・共生地域		軸
	河川		

※都市機能補完地区は、拡大成長を前提とした都市構造から持続可能な都市構造への転換期において、当面、広域的な都市機能の受け皿とするものであり、当面の位置づけとすることから、県土構造には記載しない。

※地区拠点は、集約する機能及び連携とも、エリアが限定的なことから、県土構造には記載せず、広域圏域の構造に示すこととする。

軸

・県土構造における軸の設定

- ・軸は、拠点同士や拠点と県外を結び、人やもの、情報などの交流、連携、支援などの機能を担う。
- ・拠点間をつなぐ公共交通（鉄道・バス）、幹線道路等を構成要素として位置づけ。
- ・公共交通については、山梨県バス交通ネットワーク再生計画と連携し、県民生活を支える持続可能な軸の形成を目指す。
- ・現行MPの軸を基本としつつ、リニアによる広域連携を加味した軸を設定する。

【県土構造における軸の考え方】

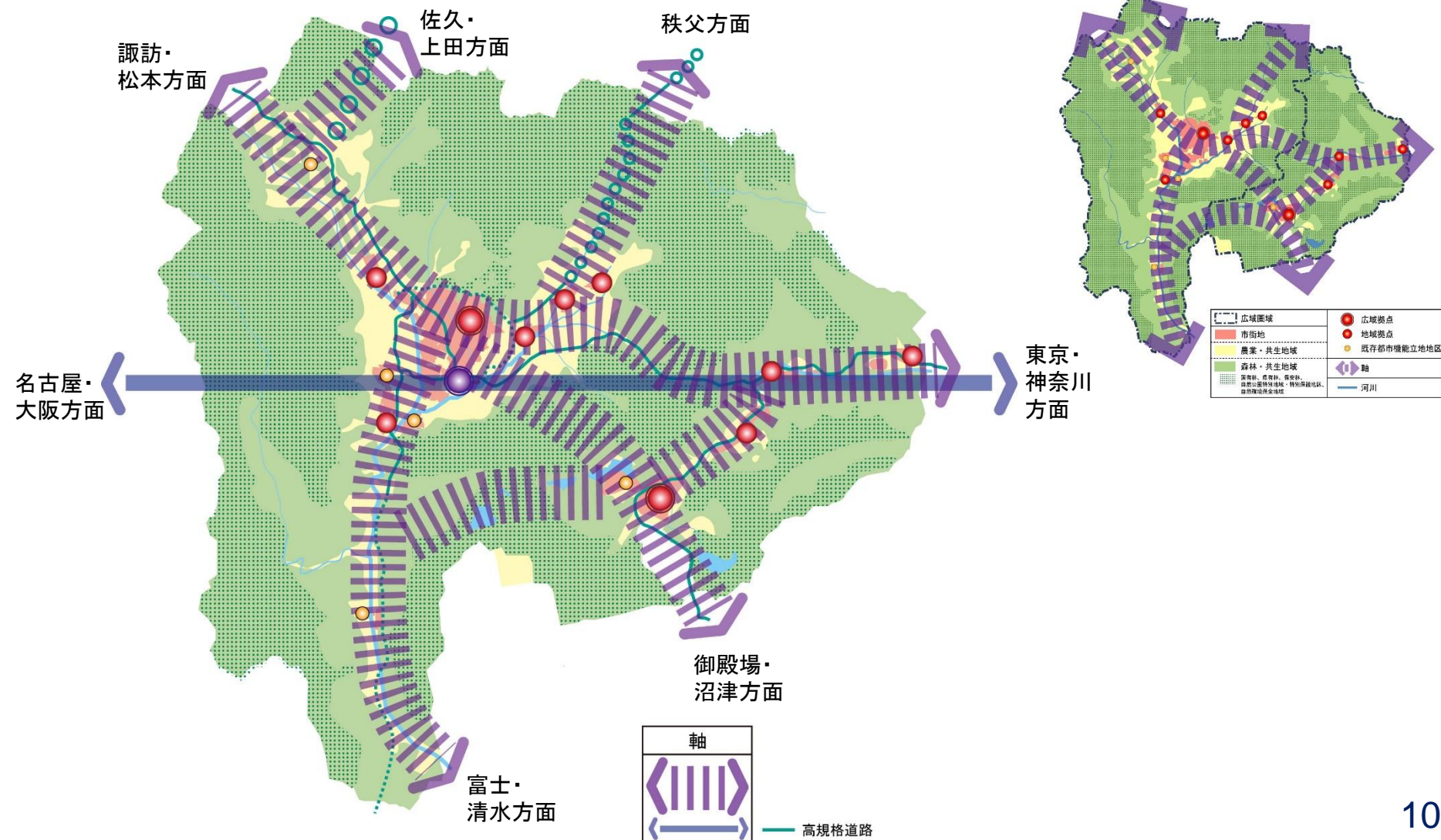
機能	交流、連携、支援
目的	行政、経済、産業、文化、教育、医療、スポーツ、観光、娯楽、物流、研究開発、避難路、復興支援
構成要素	公共交通（鉄道、バス路線、リニア）、幹線道路（高規格）、情報通信

軸

・県土構造における軸の設定

【県土構造における軸】

(現行MPの県土構造)



土地利用区分

・土地利用の考え方

- ・現行マスタープランの考え方を踏襲しつつ、農業・共生地域、森林・共生地域については、共生の具体的なイメージをもとに、都市との関係性や都市防災のための適切な管理及び保全の考え方を追加する。

【土地利用の考え方】

市街地	<ul style="list-style-type: none">・都市機能、居住機能、産業業務機能等の適切な配置と密度構成、土地利用の規制誘導や都市基盤の整備等を通じて、それぞれの土地利用にふさわしい市街地環境の形成を図る。・必要以上の市街地拡大を抑制し、農地や森林などの土地利用との健全な調和を目指していく。
農業・共生地域	<ul style="list-style-type: none">・優良な農地と、都市的土地利用と農地が共存する農村集落があり、農業振興地域整備計画等と協調しながら、良好な農地等の保全や、居住環境と営農環境の共存を図る。・市街地に近い農地については、都市の豊かな暮らしを支える地域として、その保全・活用を図る。・保水機能など都市の安全を支える地域でもあり、レクリエーションなどの多様な利用により都市側の関与を高めることで、農地や関連施設の持続的な管理・保全を進める。
森林・共生地域	<ul style="list-style-type: none">・比較的市街地から離れており、法規制や土地所有者の状況により適切な環境保全が図られている地域については、地域森林計画、自然公園の公園計画等に沿って保全していく。・集落に接した森林や観光地などで開発圧力が高い地域は、地域森林計画等と協調しながら環境や景観の保全に配慮しつつ、都市的土地利用との調和のとれた適切な土地利用を図る。・保水機能や土砂災害防止など都市の安全を支える地域でもあり、レクリエーションなどの多様な利用により都市側の関与を高めることで、林地や関連施設の持続的な管理・保全を進める。

土地利用区分

・土地利用区分ごとの設定の考え方

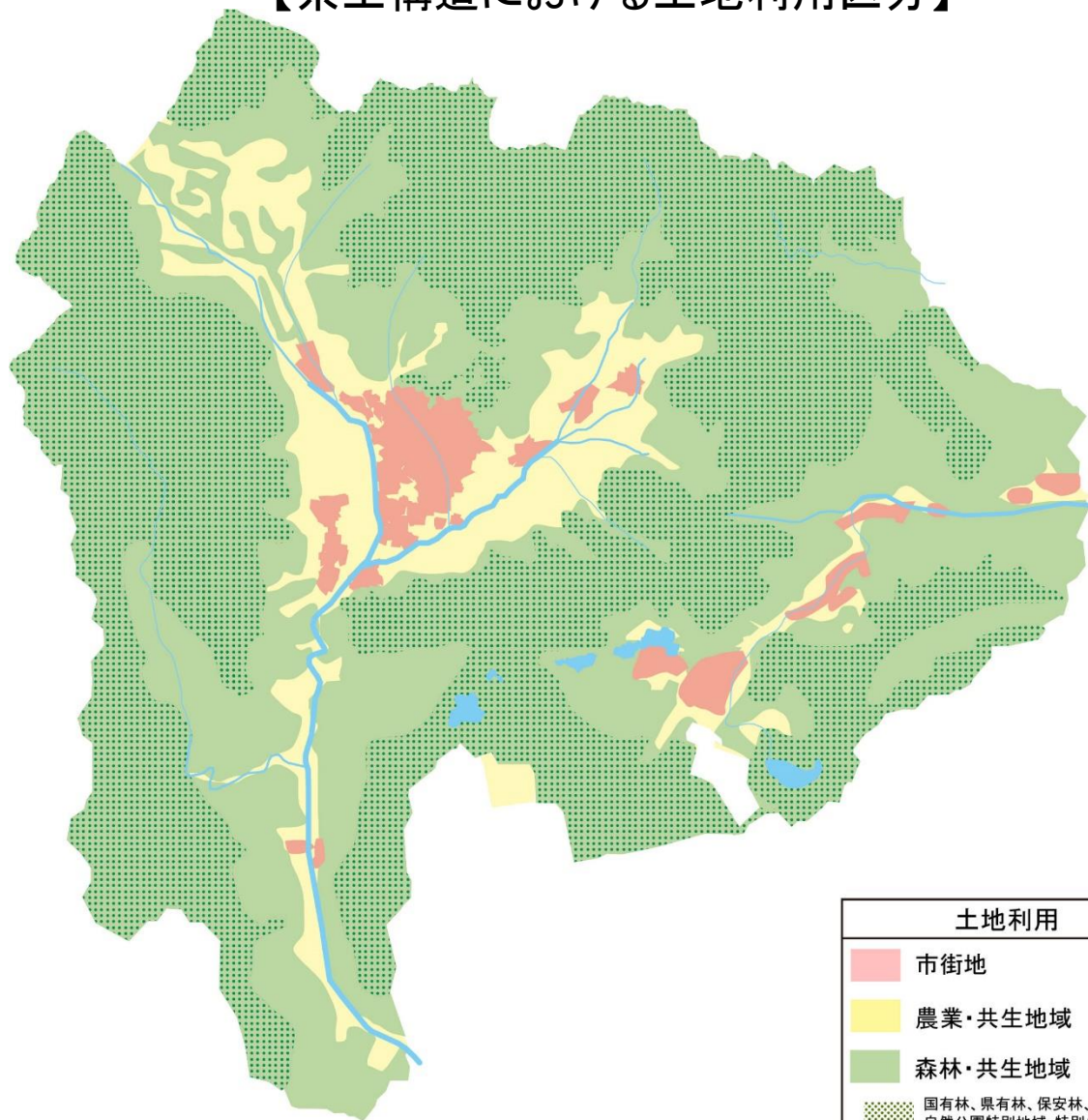
- ・土地利用区分ごとの設定の考え方は、基本的に現行マスタープランの考え方を踏襲する。

【土地利用区分ごとの設定の考え方(現行MPを踏襲)】

市街地	<ul style="list-style-type: none">・市街化区域・非線引き用途地域
農業・共生地域	<ul style="list-style-type: none">・農業地域内の農用地およびその周辺の集落地
森林・共生地域	<ul style="list-style-type: none">・上記以外の森林地域・土地利用規制の厳しい地域(国有林、県有林、保安林、自然公園特別地域・特別保護地区、自然環境保全地域)は別途位置づけ

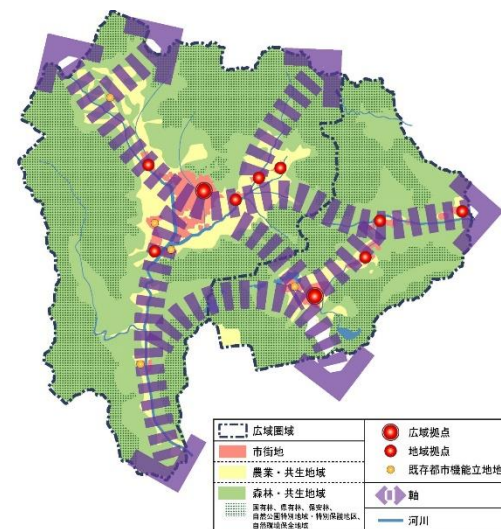
土地利用区分

【県土構造における土地利用区分】



土地利用	
	市街地
	農業・共生地域
	森林・共生地域
	国有林、県有林、保安林、 自然公園特別地域・特別保護地区、 自然環境保全地域

(現行MPの県土構造)

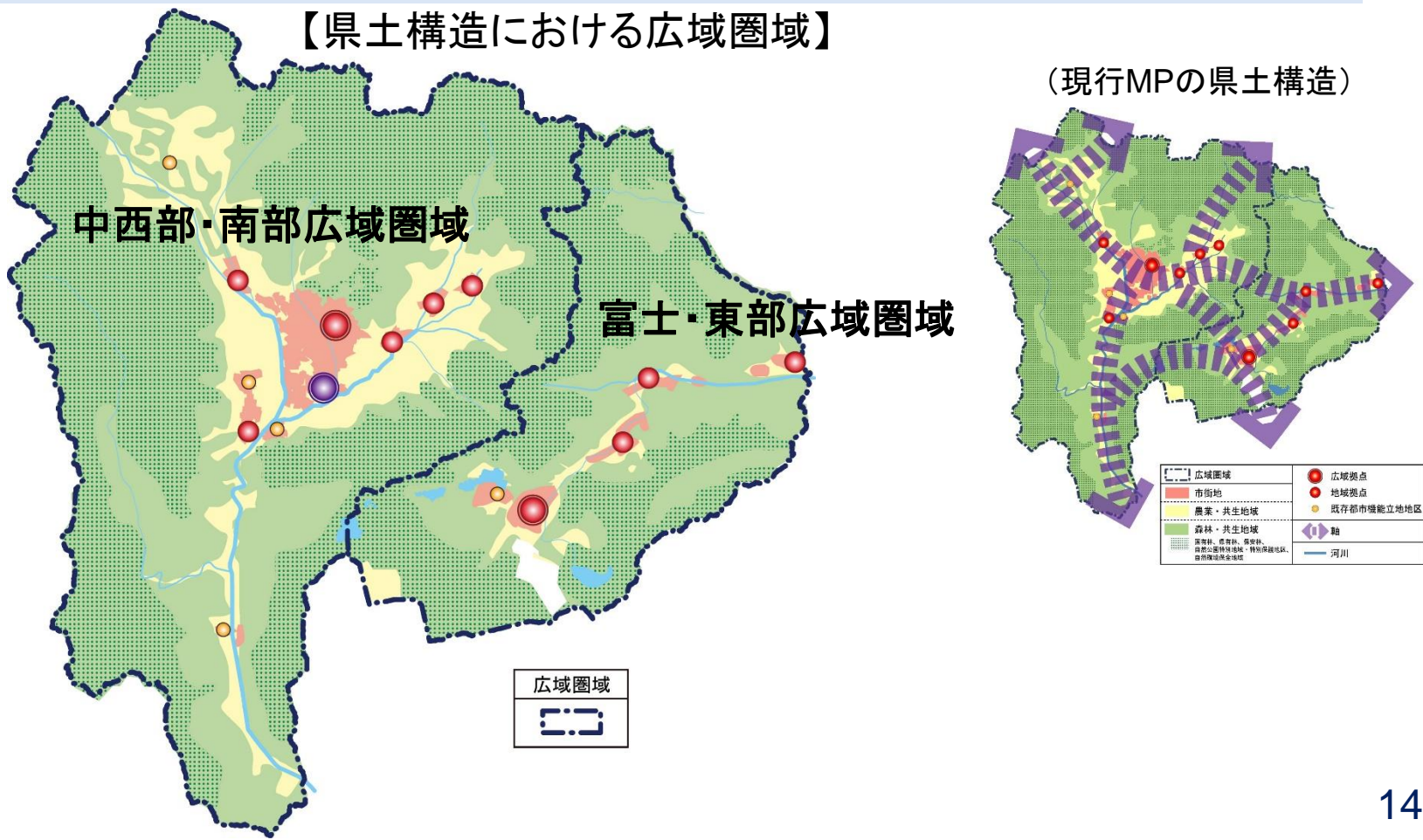


	広域圏域		広域拠点
	市街地		地域拠点
	農業・共生地域		既存都市機能立地地区
	森林・共生地域		軸
	河川		

広域圏域

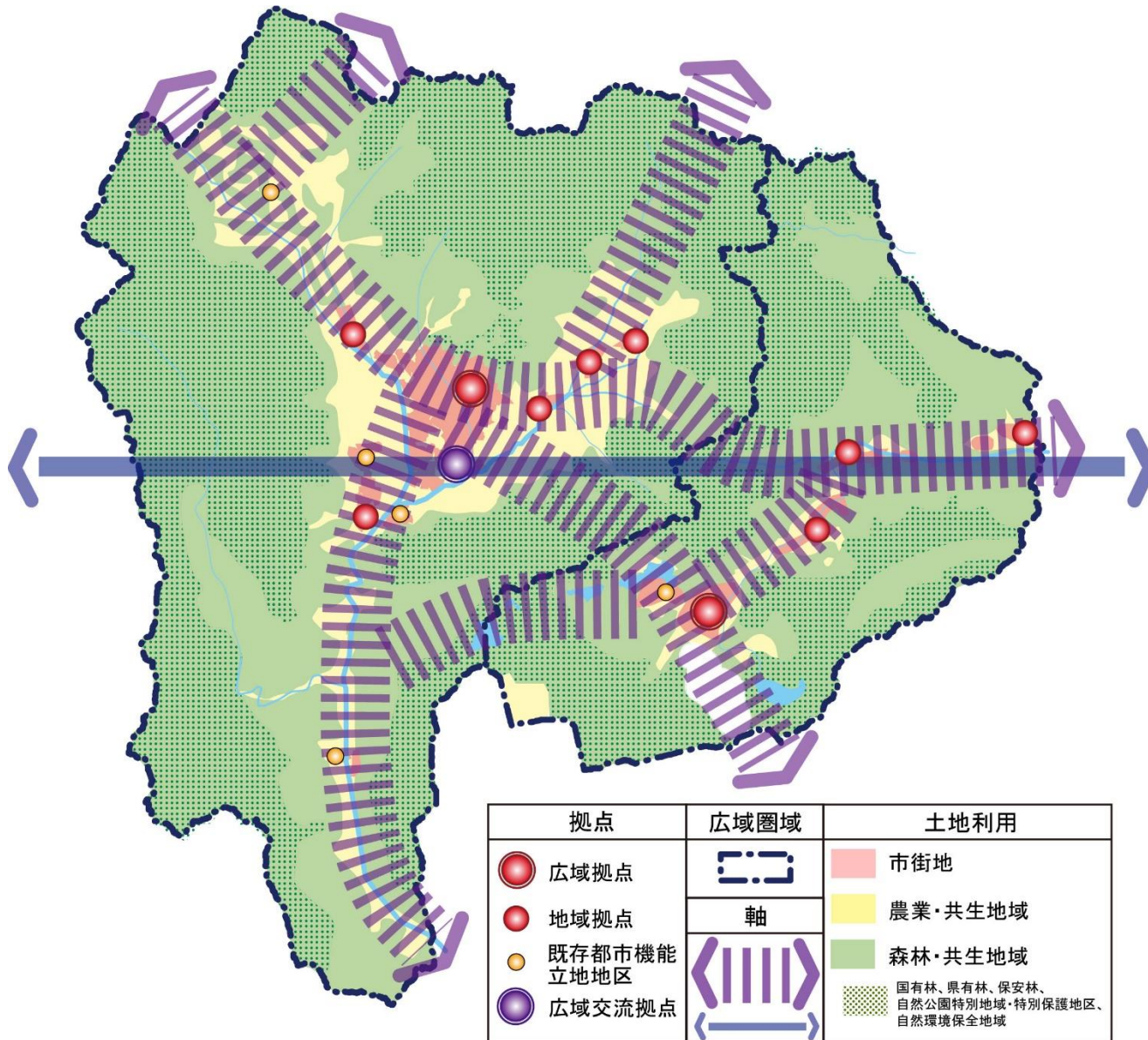
・県土構造における広域圏域の設定

- ・人の流動などに広域圏域を跨ぐような大きな変化はないことから、広域圏域は現行MPを踏襲し、中西部・南部広域圏域と富士・東部広域圏域の2圏域とする。



目指すべき県土構造

【目指すべき県土構造】



(現行MPの県土構造)

